

# 前橋赤十字病院無線LANサービス利用規程

2024年2月1日

## 第1条（目的）

1. 本規程は、入院患者用無線LAN（Wi-Fi）サービス（以下「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条（利用対象者）

1. Wi-Fi 利用対象者は、入院患者及び入院患者の家族とする。（以下「利用者」という。）

## 第3条（サービスの内容）

1. 本サービスの利用場所は、各病棟の別途病院が定める場所 (※1) とする。
2. 本サービスの利用料金は無料とするが、インターネット上の有料サービスは利用者の負担とする。

## 第4条（利用者が準備するもの）

1. 本サービスの利用当たって利用者は次に掲げるものを準備しなければならない。
  - (1) 次の規格に対応しているスマートフォン、PC等  
周波数帯域：2.4GHz 帯 / IEEE802.11n/g

## 第5条（本サービスの利用）

1. 本サービスを利用した者は、本規約に同意したものとみなす。
2. 病院は、設定等に関して技術的な質問についての問い合わせを一切受け付けない。
3. 本サービスについて、常に安定した環境接続を保障するものではない。

## 第6条（禁止事項）

1. 利用者は、本サービスの利用に当たっては、次の行為を禁止する。
  - (1) ユーザーID及びパスワードの第三者への譲渡及び貸与
  - (2) プライバシー及び著作権、肖像権等を侵害する行為
  - (3) ネットワークの運用に支障を及ぼすような行為
  - (4) 詐欺などの犯罪行為や法令に違反する行為
  - (5) 営利目的の行為
  - (6) 本サービスへの不正な利用又はそれを助ける行為
  - (7) 他のプログラムやデータ等を改変又は破壊する行為
  - (8) 他の患者や利用者の迷惑となる行為
  - (9) その他法令及び社会慣行に反する行為

## 第7条（運用の停止、中止）

1. 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの運用を予告なく中止及び停止することがある。
  - (1) 本サービスのシステム保守又は工事を行うとき
  - (2) 本サービスのシステムに係る設備やネットワークの障害等やむを得ない事由がある場合
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、本サービスの運用上、病院が必要と認めるとき

## 第8条（免責等）

1. 本サービスの利用及び利用停止により、利用者又は第三者が被った被害については、病院はその責を一切負わない。
2. 病院は、利用者が本サービスを通じて得る情報等の安全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。
3. 本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、Wi-Fiを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピューターのウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩、その他 Wi-Fi に関連して発生した利用者の損害について、病院は、その責を一切負わない。
4. 本サービスへの接続に係る利用者の機器設定は、利用者が行うものとする。この場合において、接続する機種、OS、ソフト等により本サービスを利用出来ない場合についても病院はその責を一切負わない。
5. 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、病院はその責を一切負わない。

## 第9条（利用の制限）

1. 病院は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のインターネット及び利用ログを記録し又は特定のインターネットへの接続を制限することができる。
2. セキュリティ強化のため Wi-Fi のパスワードは毎週火曜日（祝日、年末年始の場合は翌開院日）午前 10 時に変更を行う。変更の際は各自パスワードの再設定を行うこと。

## 第10条（運用の維持）

1. 病院では、本サービスの使用状況を把握するために、以下の機器及び利用状況等の把握は、本サービスのサーバーにて管理するが、その情報が他の利用者や第三者へ情報漏洩等しても病院はその責を一切負わない。また、その取得した情報は、本サービス運用の改善のため使用することがある。
  - (1) 機器名称等
  - (2) Wi-Fi アドレス等
  - (3) Web サイトアクセス履歴等

## 第11条（裁判管轄）

1. 本サービスに関連して、利用者と病院との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとする。
2. 前項の協議をしても解決しない場合、前橋地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

## 第12条（本規程の変更）

1. 病院は、必要があると認められるときは、予告なくこの規程を変更できるものとする。

## 第13条（事務局）

1. 本規約に関する管理主管部署は、情報システム課とする。

### （附則）

- ・この規約は、2020 年 5 月 1 日より施行する。
- ・規程を一部改正し、2024 年 2 月 1 日より施行する。

## ※1 室料差額の支払いを行い、入院している患者の病室内